

福祉避難所とは

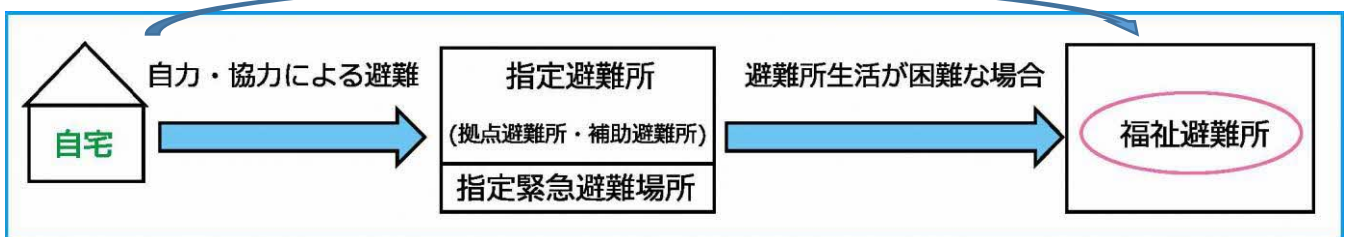
福祉避難所とは、避難所生活において、何らかの配慮を必要とする災害時要援護者(高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者など)の方が安心して避難生活できるよう、施設のバリアフリー化など、特別な配慮を施した避難施設をいいます。(令和6年6月現在、31か所)

福祉避難所は、災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」ですが、令和元年度台風19号での避難所開設に係る検証結果などを踏まえ、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、拠点避難所開設後、速やかに数を限定して開設し(2か所程度)、状況に応じて開設箇所を増やします。

福祉避難所への避難の流れ

- 1、災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、まず身近な指定避難所(拠点避難所、補助避難所)、指定緊急避難場所に避難してください。
→直接、福祉避難所へ避難したい場合などは、一度、社会福祉課へ連絡し、相談していただきます。
- ↓
- 2、指定避難所において、市職員等が避難者の身体状態や必要な支援などの状況を考慮し、福祉避難所への移送対象者を決定します。
- ↓
- 3、福祉避難所は、施設の安全確認、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など、運営体制が整い次第開設し、決定された移送対象者を受け入れます。
- ↓
- 4、指定避難所から福祉避難所への移送は、移送対象者のご家族や地域の支援者(自治会やボランティアなど)により行うことを原則としていますが、ご家族の方などでの移送が困難な場合は、状況に応じて福祉車両等での移送を行います。

直接避難する(社会福祉課に相談)



※福祉避難所は、移送対象者だけでなく、ご家族の方も入所することができます。ただし、スペースの都合により、ご家族については、移送対象者の支援に必要な最低限の人数となります。

